

ホームレス支援ニュース

2021年9月発行 第23号

発行：公益社団法人広島県社会福祉士会ホームレス支援委員会

広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館4階

電話 082-254-3019 FAX 082-254-3018 E-mail:office@hacsw.jp



生活困窮者の「居住支援」を考えるシンポジウム 開催報告

ホームレス支援委員会と司法福祉委員会の共催により、標記シンポジウムを4月24日（土）に開催しました。（於：南区地域福祉センター 参加者：39名）

内容は、シェルター（生活困窮者一時生活支援事業）を広島市から受託している4団体（NPO法人 反貧困ネットワーク広島、NPO法人 風の家、NPO法人小さな一歩・ネットワークひろしま、本会）から、「利用者の特徴分析と利用後の居住支援の実際に学ぶ」。そして、「罪に問われた人の地域生活への支援」（本会田中氏）、 「居住支援法人の活動」（NPO法人 地域ネット くれんど）でした。その後懇談会を開催。

開催の目的の一つとしていた、委員会活動への新たな人材発掘には結びつきませんでした。しかし、「居住支援」の必要性については理解を深めることができたのではないのでしょうか。当日のまとめとして、次の3点を提示しました。

- ① シンポジウム参加者をはじめ、日々の業務の中で社会福祉士は居住支援を実践していく。
- ② これを機会にシェルター受託団体が連携していく。（私たちは単なる宿貸事業体ではない！）
- ③ 広島市生活困窮者自立支援制度連絡会や広島市居住支援協議会等を通じて、居住支援を充実させていく提案をしていく。

受講者アンケートから

- ・全く知らなかったので、受託団体が4つあると言うところからでした。そして各団体にもそれぞれ特長があることがわかりました。またシェルターを出てからも支援が必要で、それが大切であることがわかりました。
- ・精神障害、知的障害の方が多く、退所後の支援、つながりが課題になっていることがわかりました。
- ・つなぐ丁寧さ。現場同士がつながりの意識を強く持つことで、新しい動きができることを改めて感じました。
- ・福祉につなげるだけでなく、日々の生活のしづらさを一緒に解決できるよう関係を作り実行すること、支援者が生活のしづらさをキャッチできる力量をつけること。

（鈴川）



【連載コラム第4回】 ホームレス事情日米比較 「アメリカにおける異常気象とパンデミック、 そしてホームレス問題」

2021年の夏は、わが国でもコロナと異常気象の両方に苦しめられた夏でしたが、アメリカにおいても例外ではありませんでした。今年6月のアメリカ西海岸の気温は、観測史上最高を記録、それにとまなう大規模な干ばつや森林火災によって、多くの人々が住む家やコミュニティを失いました。そして、コミュニティの喪失 (displace) により、西海岸では既に「痛みを伴う住宅不足 (painful housing shortage)」が深刻化しています。火災で家を失った人々は、新たな住まいを見つけることに苦労するだけでなく、その場所の安全性が確保できなければ、再び極度の暑さと火事による有毒な煙に見舞われることとなります。

カリフォルニア州だけを見ても、ホームレス状態にある15万人のうち、3分の2の人はシェルターにアクセスできていないため、今も山火事による煙と灰にさらされています。空気の悪さは、呼吸器に深刻な影響を及ぼします。これは、医療障壁、食糧不安、社会資源や社会サービスへのアクセス制限に起因する病気のリスクが高いホームレス者にとっては、特に有害です。多くのシェルターは、コロナにより収容人数が減少しているため、ホームレスの人々はシェルターに入ることができず、不安な健康状態のまま放置されている可能性があります。

この連載コラムで紹介しているアメリカのホームレス支援団体 National Homelessness Law Center (以下、法センター) は、このようなホームレス者の現状を受けて、次のように提言しています。

「山火事の心配のある残りのシーズンを乗り切るために、まだシェルターに入れていないホームレス者に対し、可能な限り手を尽くして支援しなければなりません。疾病管理予防センターのガイダンスに従い、住宅オプションが提供されない限り、自治体はホームレス者のキャンプ地の一掃をすべて停止する必要があります。キャンプ地にテントを張ることによって、ホームレスの人々は、自然の驚異から守られ、涼しさを保つことができ、人と人の物理的距離を保つことができます。安定した恒久住宅は、ホームレス状態を終わらせるための解決策であり、すべての人が外界の危険から保護されることを保証する唯一の方法です。家がない、電話で助けを求めることができないという理由から、熱中症や呼吸器疾患で命を落とす人がないように、法センターは居住権を主張し続けていきます。」

アメリカの今夏の現状を報告しましたが、わが国ではどうでしょうか。ホームレス者に対するコロナ感染予防策について言えば、7月初旬に厚生労働省が各基礎自治体に向けて、居所の定まらない人（接種券を入手できない人）へのワクチン接種に関して柔軟な対応を求めた点は評価に値すると思います。しかし、我々市民の目に触れない場所で暑さと病に苦しんでいる人はいないでしょうか。社会福祉士として目を配りたいところであると思います。

※文中の情報資料は、2021年7月21日付 National Homelessness Law Center のニューズレター “In Just Times July 2021: Wildfire Season Hits the West Coast” による（下線は筆者）。

（橋本 圭子）



福山市の生活困窮者支援の状況

2021年4月、それまで福山市が直営で行っていた生活困窮者自立支援事業を福山市社会福祉協議会（以下、市社協）が受託し、私はその事業の担当になりました。

ご承知のとおりこの事業は、年齢や障がいの有無で支援する・支援しないを決めるのではなく、「生活に困っている」という一言で相談・支援を行うことができる、「よろず相談」的な事業です。

そうした事業ですから、当然のことながら日々、多様なニーズをもった人が相談に訪れます。

失業して次の仕事がなかなか決まらない人、家賃を滞納して住まいを失いそうになっている人、お金の使い方に課題のある人、多頭飼育の猫のエサ代がかかって国保税が払えない人、公園で寝泊りしていたがもう一度住居を構えてやり直したいという人、など様々です。正直、どこから手を付けてよいのかわからない、すぐには解決ができない相談ごとばかりです。

実は、受託する直前、市社協職員を対象に3回の研修会を行い、本委員会の委員長である鈴木さんにも講演をいただきました。その時お話いただいた「生活困窮者自立支援事業は現金や現物を給付して短期的に課題を解決する事業ではない。相談者と専門職・地域住民がつながり続けることによって少しずつ課題を解決する事業である。この事業の唯一の武器はマンパワー」という言葉の意味がよくわかりました。

つながり続ける支援を可能にするため、1 生活困窮者自立支援センターの存在をより多くの人に知ってもらい、早めに相談にきてもらう体制をつくる。2 生活困窮者等の支援に関わっている関係機関・団体の顔の見える関係をつくり、課題解決を図る。3 住民（市民）に生活困窮者の課題を理解してもらい、課題解決の過程に参画してもらう（主体性の形成）という3つの目標を掲げ、取り組みを行っています。

7月には、生活困窮者の支援に関わっている市内30の機関・団体がお互いの活動を知るためのネットワーク会議を開催。この会を定期的を開催することを確認しました。

また、生活困窮者の支援に関心のある市民（ボランティア）をグループ化し、生活困窮者や地域住民、だれでも気軽に集えてご飯を食べながらお互いの気持ちを知る地域食堂を開催しました。この活動も月に一度の定例化が決まりました。

一つの課題は、本市には一時生活支援事業（いわゆるシェルター）がありません。半面、障がい者自立支援協議会が地元の不動産屋と顔の見える関係づくりを公式・非公式に関わらず作ってくれているおかげで、住宅確保要配慮者に対して理解をしてくれる業者が多く、比較的早く住居が確保できていると感じています（あくまでも肌感覚）。

この取り組みをより確かなものにする、さらに入居後の見守りなどに市民が参画できる仕組みをつくっていきたいと思います。

（鳥海洋治）



くつろぎ・入浴サービス

くつろぎ・入浴サービスは、現在第二、第四土曜日の13時、14時、15時、16時に実施しています。利用者は6名（50代2名、60代3名、70代1名、中女性1名）。

コロナ禍の中、極力感染を防ぐため、利用者もスタッフも必ずマスクを着用。来所時は、アルコールで手を消毒します。今のところ、一同感染を免れています。

2004年、このサービスが始まった時は、利用者30～40名、回数も月4回、時々人数がオーバーする時もありました。2007年の年越し派遣村以来、生活保護受給や就労で路上から上がる人が増え、入浴サービスの利用者も徐々に減って、現在6名となりました。しかし、時々新規利用者があり、必要とされている方は少なくないと思われま

す。現在利用者6名のうち、路上生活社は2名、残り4名は会社の寮やアパート、＝屋根のあるところに生活しています。しかし、収入は、食べるのがやっと。それも十分とは言えない状況です。

入浴サービスは、入浴のあと、食事を提供します。管理人のHさんが、毎回肉、卵、野菜を豊富に使った献立を用意して下さり、皆さん残さずきれいに食べてくださいます。少しでも栄養補給になれば、との心遣いです。夕食分として、おにぎりを持ち帰って頂きます。食事のあとは、コーヒーを飲みながら、自由に寛いで帰られます。

このように、この場所が、厳しい生活の中で、一時的にせよ、心置きなく寛げる場所になる様、我々スタッフは心がけています。 (米澤恭子)

◆くつろぎ・入浴サービス会場の”臨時使用”が可能です。

何らかの事情で自宅の風呂が使えない、面接前にお風呂に入って行きたい、災害で避難所生活をしている人にお風呂に入ってもらいたい・・・

様々なニーズがあると思います。上記の定例実施日以外に、臨時にお風呂をお使っていただくことができます。その場合は、どなたか支援者の方が同伴していただくと助かります。食事の提供は出来かねますが、着替えは提供できます。まずは委員会へご相談下さい。 hacsw.suzu@gmail.com

おとな食堂

コロナ感染がおさまらず、会場が使用できない月もあります。6月はフードバンクから頂いた食料を配るのみでした。7月は会場が使えましたが、8月はまたまた中止・・・コロナ感染拡大に大雨等もあり、こんな時こそおとな食堂を利用していただきたいのに、残念です。

現在、役立ち隊のみなさん、ボランティアの方と共に、集まった食材で、工夫しながら食べやすく、栄養価の高い食事作りをめざしています。みなさんの温かいご協力に感謝しています。 (波多野)

♥広島市のホームページで、「居住支援協議会」のページをご覧ください。

○家主向けの『サポート情報パンフレット』『サポート情報共有シート』掲載あり。

家主が高齢者や障害者に家を貸す時の不安にこたえる形でさまざまな制度サービスが紹介されています。支援者としても知っておくと参考になると思います。また、「サポート情報共有シート」は、支援者の存在を明らかにする内容となっています。活用してみませんか？

今までやってきたことの延長線上の居住支援の試行 相談役 岡崎仁史

そもそも本会（HL 支援委員会）の目的は、2002 年からホームレスの脱路上支援を実施して約 20 年経っているが、2010 年以來シェルターを自主運営し（2015 年から生活困窮者自立支援法により広島市の一時生活支援事業を受託して財政的には楽になったが）、現在は脱路上に留まらず再路上化を防止し有意義な安心な地域生活の支援を目標としています。財政問題の解決のためにも社会貢献から事業化する段階にきています。2020 年度からシェルター利用者の面接を行い、利用者・環境の情報を収集しニーズ・アセスメントとニーズに基づいた支援を行い、今までやってきたことの延長線上に居住支援を試行しています。地域に移ると、生活困窮者自立支援制度および生活保護制度の福祉事務所があるのでこれで大丈夫と思っていたが深刻な状況、ニーズ（例、賃金未払い、借金で縛り付けられた状態や、家計管理、調理等の家政が苦手な慢性的に金欠状態等）があることが分かっています。特に生活保護受給者の場合は、本人の深刻な状況を言う場所が無く（政治的次元での排除）、施策制度の改善につながりません。シェルター退所者には、つかず離れずの支援が必要です。

2020 年度のシェルター利用者他 13 名の相談支援の件数を国交省の居住支援事業（住宅セーフティネット補助）の枠組みに入れて見ると次のようになりました。

事業区分（国交省）	概要（件数のみ、所要時間は入れていない）
1) 一般住宅へ移行するための入居前支援	①相談支援：シェルターでの 45 件。内、法テラスの法律支援が必要な案件への同行支援が 19 件あったので多い。 ②住居探しの同行支援（2 件） ③住民票異動支援（2 件） ④引越支援（7 件） ⑤ホームレス者への夜回り（40 件）、⑥入浴支援・相談支援（48 件）
2) 一般住宅への入居後の支援	①個別支援（30 件）： シェルター退所者の安否確認、駆け付け対応、法律支援に繋ぐ同行支援、就労支援、家計管理等の支援、 ②定期的な食料配布（17 件）、 ③必要生活物品の配布（28 件） ④集団支援： 入浴支援・相談支援（48 件）（住居があっても電気・ガスを止められた生活困窮者等の入浴提供。大人食堂（12 件）、よろず相談会（12 件）、役立ち隊の草刈り、ゴミ屋敷清掃等の社会参加の支援
3) 死亡・退去時の支援	過去に実施経験あり

【シェルター退所者の今】

（50 歳代の男性） 以前退所した人に先日会いました。彼は現在食品会社に勤務して、早朝から食品を作り、午後には製品の販売および配達をしているという。疲れて、夕食は以前のように調理時間をとれず、弁当を買って帰るといふ。非常食を提供すると、それと総菜を買って夕食にするという。彼は生活保護利用で当初の住居確保の初期資金、住居費、生活費を確保できて、就労し、現在は給料が生活保護基準を少し上回っているため、生活保護は近く廃止になり、後は自力で行うことになった。 （70 歳代の男性） 本人はホームレス支援のチラシをみて、2,3 日何も食べておらず、食料を貰いたいという電話が事務局にあり、対応した。生活保護を受給しているが、お金を使い果たし、電気、ガスが止められているという。まずは生活困窮者への食料提供が必要です。

自宅でできる寄付ボランティア

生活困窮者・路上生活者等の支援のために寄付をお願いします。

広島県社会福祉士会ホームレス支援委員会（2021年9月1日）

事務局に直接お持ちいただくか、送るか、あるいは家具等は事務局にご連絡ください。なお、お名前の公表の可否、匿名希望なども、事務局に教えて下さると助かります。

必要としている物

【衣類、靴】 ※新品か洗濯済のもの。

★革靴（25～26 cm）、スニーカー（新品・27センチ前後）、★白のワイシャツ（M、L）、★スーツ（160～170 cmの身長。シェルター利用者で就職面接や対面販売の仕事に就く人がいるので、1、2着欲しいです）秋・冬物衣類（L、XLが不足）、Gパン（ウエスト90センチ前後）、下着（トランク型）、靴下（新品）、ズボン、長袖シャツ、ベルト等。

【食料品】 ★事業所保有の賞味期限間近の災害時の非常食の白飯（お湯を入れて15分で完成）、ビスケット等。お米（精米、玄米。古米でも構いません）、★レトルト食品（調理が苦手な人が多く、温めるとすぐ食べられるカレー、ハヤシ、八宝菜、マーボー丼、親子丼、牛丼、豚丼）、缶詰、即席めん（カップ麺）、日持ちする野菜（かぼちゃ、大根、人参）、お菓子等。お金が無くなっても非常食の白飯とレトルトで飢えを凌げます。概してタンパク質が不足しています。

【家具、家電製品】

★住居に移る時に物品、資金を持っていないので、現物が必要です。★こたつ机、座卓、食器棚、ベッド、天井照明、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、電子レンジ、ガス台、IHコンロ、調理器具、テレビ（生保受給者は自分で持てないので、寄付物品が必要）、ラジオ（何も持たないのでワクチン等の最新情報から遮断されている）＜事務局にご相談ください＞

【生活物品】 ★自転車（中古の場合は防犯登録解除済のもの。退所後の移動範囲が広がる）、上下の布団とシーツ（掛布団用、敷布団用、まくら用）、マットレス等。タオル、キャリーバッグ、デイバッグ、スポーツバッグ、帽子（野球帽）食器一式等

【お金】 福祉制度対象外で当座の生活費等が必要な生活困窮者・路上生活者等への貸付・給付用。

寄付物品等が必要な人の例

①生活困窮者自立支援利用ならびに生保申請のシェルター利用者、退所者

（利用中）着替えを持たずに入居される方が多い。制度上、使える食費は一日3食で800円。しっかり食べて元気を出してもらうために、食糧の補足が必要です。（退所後）住居に移った時にも、資金不足で生活家具、電化製品を揃えられません。生活保護の家具什器費用で揃えられるものは限られています。

②くつろぎ入浴サービス利用者

③「おとな食堂」の食材として

④出所後あるいは不起訴で地域に帰り生活再建を目指している人

⑤上記の国会ホームレス支援委員会の諸活動で使うほか、生活困窮者支援をしている他の団体にも提供する場合があります。

寄付者（2021年1月～8月）： あいあいねっと（フードバンク）、日本キリスト教団広島牛田教会（テレカ151枚、食材等）、医療法人社団恵正会（衣類）、（公社）広島南法人会、草野様
他匿名希望の方 68名様    ご寄付を頂きました皆様に心より感謝申し上げます   